

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

バレーボールを活用した地域振興事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

岩手県紫波郡紫波町

3 地域再生計画の区域

岩手県紫波郡紫波町の全域

4 地域再生計画の目標

4－1 地方創生の実現における構造的な課題

・人口減少社会を迎え、これからは交流人口や関係人口の拡大が求められている。紫波町の交流人口は令和元年度に 229 万 1000 人を記録したが、令和元年度末から令和 2 年度にかけて新型コロナウイルス感染症の影響による急激な来訪者の落ち込みが見られ、令和 2 年度の実績は 210 万人であった。また月別観光入込客数を見ると、大きなイベントのない冬期間、特に 2 月と 3 月合わせても年間客数の 13%程度しか来客がないという課題がある。

・分野別観光人口を見ると「産直・特産」が約 1,500 千人と最も多く、「温泉・宿泊施設等」が約 500 千人、「スポーツ施設」が約 250 千人と続く。

「産直・特産」及び「温泉・宿泊施設等」については、交流人口に繋がる施設として積極的な PR が進められているが、「スポーツ施設」を切り口とし

た交流人口の創出や地域へのプロフィットを生み出す発想や取組みは不足している。

4－2 地方創生として目指す将来像

【概要】

- ・紫波町は、民間により整備された日本初のバレーボール専用体育館「オガールアリーナ」を有し、NPO 法人が運営するバレーボールアカデミーや社会人チームの練習及び試合等に活用されている。町は同施設における東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致に取り組み、東京オリンピックではカナダ男子バレーボールチームが、東京パラリンピックではカナダ女子シッティングバレーボールチームが事前合宿において同施設の活用を予定している。

- ・第2期紫波町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、「民の活力が湧き上がり時代に合った地域が生まれる」ことを目標として掲げており、特に地域資源を活用して、町民の地域への愛着を醸成することで、「暮らし続けたい」そして「一度町外に出ても戻ってきたい」と思えるまちを目指している。

- ・本事業では、これまで地域の活性化策としては見過ごされがちであったスポーツ、特に地域資源であるバレーボールを核として、トップレベルのプレーに触れる機会を設けることで、大会等の開催による町全体の交流人口の拡大につなげる。

- ・同時に町の地域資源であるスポーツを切り口として若者を対象とした人材育成事業を実施することにより、「暮らし続けたい」そして「一度町外に出

でも戻ってきたい」という動機付けの機会とし、地域への愛着を醸成し、若者の流出抑制や地元回帰を目指すものである。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2021 年度増加分 1 年目	2022 年度増加分 2 年目
若者への関連企業等への就職者数(人)	0	3	3
試合の来場者数(人)	0	1, 260	1, 380
スポーツ関連ビジネス創出数(件)	0	0	0

2023 年度増加分 3 年目	2024 年度増加分 4 年目	K P I 増加分 の累計
3	3	12
1, 500	1, 620	5, 760
1	1	2

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2の③及び5－3のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

バレーボールを活用した地域振興事業

③ 事業の内容

既存の地域資源であるバレーボールを集客コンテンツとして活用し、東北6県の代表チームやプロチームによる大会の開催、プロチームとの交流等、子どもや障がい者も含めた地域住民や町内外の企業、教育機関等を巻き込んだ事業実施により、交流人口の拡大につなげるものである。

大会の開催等は交流人口が減少する冬期間の実施を予定するとともに、大会運営には地元学生等を巻き込み、スポーツをフックに地元回帰を目指す動機づけの機会とする。

また、スポーツをキーワードに、産学官連携による人材育成プログラム事業を実施し、若者と地元住民との交流や地域課題解決に向けた教育の展開等により、若者の地域への誇りや愛着を育み、若者の流出抑制や地元回帰につなげようとするものである。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本事業により、バレーボールのみならず観光を目的として来町する交流人口の増加を最終目的とする。また、交付金終了後も収益事業として自立できることを第一義とし、将来的な事業主体としては、町内の民間事業者への移行を想定する。

【官民協働】

町と民間事業者、県及び町バレーボール協会が連携し、バレーボールと地域資源を軸にした地域全体の活性化を目指すものであり、官民協働の事業である。

【地域間連携】

近隣広域市町で構成されるみちのく盛岡広域連携都市圏のネットワークを生かし、圏域全体への周知を効果的に行うほか、広域事業の実績等を共有・分析することにより交流人口の増加に繋げる。

【政策間連携】

既存事業と本事業（新規事業）との融合を意識した上で、地域振興と地域への愛着の醸成の観点から、「交流人口の拡大」「移住定住」「スポーツ振興」の3つの政策を関連付ける。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度 5 月、3 月末時点の KPI の達成状況を企画課が取りまとめ、産官学金労言を含む外部組織「紫波町まち・ひと・しごと創生推進協議会」において検証を行う。

【外部組織の参画者】

【産】紫波町商工会青年部部長、株式会社富岡鉄工所代表取締役、岩手中央農業協同 組合営農販売部長、農業者（岡田葡萄園）、【官】岩手県盛岡広域振興局企画推進課長、紫波町副町長、【学】岩手県立紫波総合高等学校副校長、公立大学法人岩手県立大学地域連携本部副本部長、国立大学法人岩手大学農学部准教授、【金】盛岡信用金庫紫波支店長、株式会社日本政策金融公庫盛岡支店長兼農林水産事業統轄、【労】全日通労組岩手支部特別執行委員、【言】NPO 法人紫波 ing 理事、【町民】紫波町立虹の保育園副園長、三井報恩会と特定振興村彦部村を考える会会長、NPO 法人紫波さぷり理事長

【検証結果の公表の方法】

検証結果は紫波町ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

総事業費 190,538 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

※ 企業版ふるさと納税との併用による事業実施期間延長適用

⑨ その他必要な事項

特になし。

５－３ その他の事業

５－３－１ 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

５－３－２ 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

６ 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

７ 目標の達成状況に係る評価に関する事項

７－１ 目標の達成状況に係る評価の手法

５－２の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

７－２ 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

４－２に掲げる目標について、７－１に掲げる評価の手法により行う。

７－３ 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

５－２の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。